

# 農業経営相談所事務手続

岡山県農林水産部農産課

制定 平成30年6月6日

改訂 平成30年7月20日

改訂 令和元年5月27日

農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成30年3月29日付け29経営第3471号農林水産事務次官依命通知）（以下「要綱」という。）に基づく農業経営者サポート事業及び農業経営法人化支援事業の実施については、要綱に定めるほか、この手続に定めるところによる。

## 1 目的

農村における高齢化の進展等から農業の担い手不足が深刻化する中、農業経営の法人化、規模拡大、円滑な経営継承等の多様な経営課題にスピード感をもって対応していくため、関係機関と連携して適切に対応する農業経営に関する相談体制を整備し、経営相談・診断、経営課題のテーマに応じた専門家派遣・巡回指導による個別経営支援の取組等の経営改善の支援を行い、農業経営の確立・発展、農業経営の法人化や経営資源の確実な次世代への継承等を促進する。

## 2 事業内容

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（岡山県農地中間管理機構、以下「財団」という。）が岡山県立青少年農林文化センター三徳園（岡山市東区竹原 505、以下「三徳園」という。）に「岡山県農業経営相談所（以下「相談所」という。）」を開設し、県、農業系団体、商工系団体等の機関・団体と連携し、担い手等の相談内容に応じて税理士、中小企業診断士等の専門家から構成する支援チームを派遣し伴走しながら経営改善を支援する取組を行う。

## 3 相談窓口

### （1）相談所での相談

相談窓口では、専門の職員が担い手等からの多様な経営課題の相談を受け付け、専門家や関係機関担当者が課題解決に向けた提案を行う。

また、経営戦略会議において相談者が重点指導農業者としての支援が必要と判断されたとき、相談所（財団）は、岡山県農林水産部農産課長（以下「農産課長」という。）に別紙様式例第2号「相談者カード」により情報提供し、農産課長は農業普及指導センター（以下「普及センター」という。）等に情報提供する。

### （2）地域経営相談会の開催

相談所（財団）は、必要に応じて三徳園以外の場所で専門家による相談会を開催する。

#### 4 重点指導農業者の決定

岡山県内において農業者等の経営改善を図るため、相談所（財団）は伴走型の経営支援を実践する重点指導農業者を決定する。

##### (1) 対象者

認定農業者、認定新規就農者、集落営農、その他の農業又はその関連事業の経営改善を図る経営体、被災農業者等（以下「担い手等」という。）

##### (2) 選定基準

- ・農業経営の法人化、規模拡大、円滑な経営継承等の経営課題の解決が見込めること
- ・経営診断、経営戦略策定、専門家派遣等の伴走支援により経営改善が期待できること

##### (3) 普及センターによる候補者の選定

普及センターは、選定した候補者に伴走支援の概要を伝えるとともに、支援の同意を確認し、様式第2号により個人情報の取扱いについて同意を得て、伴走支援に相当と思われる専門家を選定したうえで、毎月15日までに様式第1号により候補者を農産課長に報告する。農産課長は候補者を相談所（財団）に報告する。

##### (4) その他支援機関による候補者の推薦

市町村、JA、岡山県農業経営相談所連携会議構成団体等、関係支援機関は、推薦しようとする候補者に伴走支援の概要を伝えるとともに、支援の同意を確認し、様式第2号により個人情報の取扱いについて同意を得て、伴走支援に相当と思われる専門家を選定したうえで、毎月15日までに様式第3号により候補者を相談所（財団）に推薦する。

また、県民局農林水産事業部農畜産物生産課等の普及センター以外の県の部所においては、毎月15日までに様式第3号-1により候補者を農産課長に推薦する。

##### (5) 派遣する専門家

伴走する専門家は、経営状況の診断、経営戦略、相談カルテの作成等を行うため、相当と考えられる専門家（中小企業診断士、税理士等）を専門家リストから選定又はリスト以外で最適と考える専門家を選定する。ただし、専門家は7の（1）に掲げる専門家とする。

##### (6) 重点指導農業者の決定

相談所（財団）は、関係団体等で構成する「経営戦略会議」を開催し、重点指導農業者と派遣する専門家リーダーを決定し、重点指導農業者に決定を通知し、併せて農産課長及び推薦のあった団体に決定を通知する。農産課長は、普及センター等に情報提供する。

#### 5 重点指導相談者の決定

4で定める重点指導農業者の他、要綱別記1の第5の2の（3）の②に規定する担い手等を重点指導相談者と位置づけ、伴走型の経営支援を実践する。

##### (1) 対象者

相談窓口、相談会及び関係団体への相談者

##### (2) 担い手等から相談を受けた関係団体は相談内容を記載した相談者カード等を様式第

4号により相談所に報告する。

- (3) 相談所は、経営戦略会議を開催し、重点指導相談者と派遣する専門家リーダーを決定し、報告のあった関係団体及び農産課長に決定を通知する。

## 6 専門家リーダーの派遣

- (1) 重点指導農業者について、普及センター及び推薦団体は、専門家リーダーによる経営診断等の日程を調整し、FAX あるいは mail により派遣日時、場所、同席する職員等を相談所（財団）に報告する。

- (2) 経営状況の診断、経営戦略の作成

派遣した専門家は、対象者の聞き取り等により別紙様式例第1号「相談カルテ」に経営の概要、経営状況の診断、経営戦略等を書き込む。あるいは相談カルテに準じて別途作成する。

なお、専門家の派遣にあたっては、必ず関係者が付き添うものとする。

## 7 専門家支援チームの派遣

- (1) 専門家支援チームの編成

相談所（財団）は、経営戦略会議を開催して専門家の作成した相談カルテによる経営診断を踏まえ、経営戦略の実現に向けた伴走支援を実践するため専門家支援チームの編成及び派遣を決定する。

専門家は、次の専門資格を有する者、学識経験者及び実務経験者とする。

- ① 弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、弁理士、不動産鑑定士、ファイナンシャル・プランニング技能士 等
- ② 経営コンサルタント（経営学修士取得）、農業経営アドバイザー、デザイナー、社員教育接遇マナー講師 等
- ③ 大学教授、農業法人経営者 等

ただし、災害派遣の場合の専門家は、別に被災農業者を個別に訪問して農業経営の再開に向けた相談活動を実施する者とする。

- (2) 専門家支援チームの派遣

専門家支援チームは、経営戦略に応じた専門家によるユニット体制を構築し、伴走支援として経営分析、経営戦略の助言、フォローアップ等の取組を実施する。

また、経営戦略の進行管理、実践状況等を勘案して、具体的な経営戦略見直し案を作成し、経営戦略会議へ提言する。

## 8 研修会・セミナーの開催

相談所（財団）は、担い手等を対象に、施策・制度の概要、経営改善（農業経営の法人化、経営継承など）の取組事例、財務・税務、労務管理、経営継承など農業経営力の向上に資する研修会等を実施する。

例 推進大会（講演会等）、研修会（よろず研修会、地域研修会）等

## 9 農業経営法人化支援事業

### (1) 事業内容

#### 1) 法人化事業

##### ア 交付対象者

交付対象者は、次の a から c までの全ての要件を満たした組織経営体とする。

- a 相談所による経営相談・診断を踏まえて設立された法人であること。
- b 構成員が複数戸であること。
- c 次のいずれかに該当すること。
  - ・複数戸により設立された法人又は法人同士により設立された法人であって、地域から農地の利用権設定等を受けている、又は地域から雇用していること。
  - ・集落等を単位とした農作業受託組織（法人を除く。）を基礎として設立された法人であること（農作業受託組織を経ることなく設立された法人にあっては、今後とも集落等を単位とした農地の受け手として活動していくことが確実と見込まれること。）。
  - ・複数の集落営農法人が合併して新たに設立された法人であること。

イ 助成金 1 取組当たり定額 40 万円

### (2) 手続き

#### 1) 事業実施計画の提出等

ア 相談所による経営相談、診断を踏まえて法人化が確実と見込まれる場合、市町村は、農業経営法人化支援事業（法人化）一覧表（別紙様式第 6 号）を作成し、様式第 5 号により市町村の区域を管轄する県民局農林水産事業部に提出する。

イ 県民局農林水産事業部は、別紙様式第 6 号を取りまとめ、農産課を経由して相談所（財団）に提出する。

ウ 相談所（財団）は、アにより提出された事業実施計画がこの事業の目的、事業の内容等に照らして適当であると認められる場合には、要綱に規定された別紙様式第 1 号により実施計画を作成（変更）し、要綱の別紙様式第 2 号により知事に承認の申請を行う。

エ 知事は、要綱の別紙様式 2 号により、地方農政局長等へ承認の申請を行う。

オ 知事は、中国四国農政局長から計画の内容が適当と認められる旨の通知を受けた時は、速やかに相談所（財団）に承認した旨の通知を行う。

#### 2) 交付手続き

ア 交付対象者は、要綱に規定された様式第 7 号による農業経営法人化支援事業補助金交付申請書を作成し、以下の書類を添付し、事業実施年度の 2 月 10 日までに市町村に提出する。

- ①法人化事業
  - ・登記事項証明書
  - ・農業経営法人化支援事業助成金請求書
  - ・別紙様式第 6 - 2 号

イ 市町村は、アにより交付対象者から提出のあった申請書及び添付書類の内容を確認し、当該交付対象者が要綱に規定された要件を満たす場合には、様式第 6 号により県民局農林水産事業部に提出する。

ウ 県民局農林水産事業部は、イにより提出された事業実績を取りまとめ、農産課を経由して、相談所（財団）に提出する。

## 10 人・農地プランの実質化のための専門家の派遣

### (1) 専門家登録対象者

相談所（財団）は、集落営農の組織化・法人化、多面的機能支払制度の活動組織の設立、中山間直接支払制度における集落協定の策定等、地域の話合いの活動の推進に携わった経験を有し、かつ、派遣要請地区へ訪問による支援ができる次の者を、県、市町村、各種団体等からの推薦又は公募により登録する。

- ・普及指導員及び元普及指導員
- ・農協営農指導員及び元営農指導員
- ・土地改良区職員及び元職員
- ・国、都道府県、市町村の農業関係部門職員及び元職員
- ・農業委員会ネットワーク機構や農地中間管理機構等農業関係機関の職員及び元職員
- ・税理士、司法書士、行政書士等士業従事者
- ・会議ファシリテーションの普及等に関する団体による認定を受けた者
- ・農業経営者（離農後も地域農業の実情に詳しい人材を含む）等

※現職職員は、職務専念義務の免除等に係る承認等について調整が必要。

### (2) 専門家登録手続

相談所（財団）は、様式第8号によるプロフィールを作成し、専門家の希望する活動範囲に応じて登録する。

### (3) 専門家派遣手続

市町村は、人・農地プランの実質化に取り組む対象地区において現場ニーズを把握し、ニーズに合致する専門家を様式第9号により毎月15日までに相談所（財団）に派遣を要請する。

なお、市町村が専門家を推薦する場合は、登録対象者の同意を得た上で様式第8号を作成し、相談所（財団）に報告する。

### (4) 専門家派遣の決定

相談所（財団）は、関係団体等で構成する「経営戦略会議」を開催し、派遣する専門家を決定し、市町村に決定を通知する。

### (5) 専門家の派遣

市町村は、専門家派遣の日程を調整し、FAX あるいは mail により派遣日時、場所、同席する職員等を相談所（財団）に報告する。

市町村は、派遣を受けた専門家が活動しやすいよう、事前の情報提供等に努めるとともに、派遣を受ける専門家が県、市町村、各種団体等に所属する現職職員である場合には、あらかじめその所属する機関・団体との間で謝金及び旅費の取扱い、対応できる時期等について必要な調整を行う。